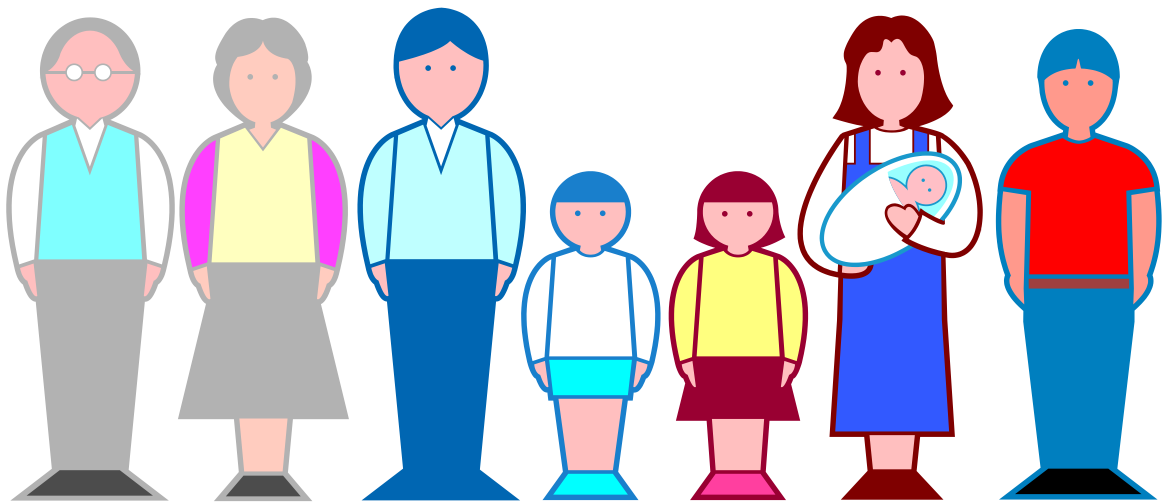


## 第2次

# やまのべ男女共同参画基本計画



令和3年3月

山形県山辺町

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 第2次計画策定にあたっての現状と課題 . . . . . 1
- 2 計画の期間 . . . . . 2
- 3 計画の位置づけ . . . . . 2

## 第2章 基本理念・基本目標・計画体系

- 1 基本理念 . . . . . 3
- 2 基本目標 . . . . . 3
- 3 計画体系 . . . . . 6

## 第3章 行動計画

行動計画の記載例 . . . . . 8

### 基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現 . . . . . 9

- 課題1 男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価 . . . . . 9
- 課題2 政策・方針決定過程への女性の参画 . . . . . 9
- 課題3 調査・研究、情報収集・提供の推進 . . . . . 10

### 基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現 . . . . . 11

- 課題1 学校などにおける男女平等教育の推進 . . . . . 11
- 課題2 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進 . . . . . 11

### 基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現 . . . . . 12

- 課題1 共に築く家庭生活への支援 . . . . . 12
- 課題2 地域における子育て支援の充実 . . . . . 12
- 課題3 要介護者のいる家庭への支援の充実 . . . . . 13
- 課題4 生涯を通じた心と体の健康支援 . . . . . 14
- 課題5 夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力の根絶 . . . 14

<b>基本目標Ⅳ</b>	職場における男女共同参画の実現	15
課題1	男女の均等な機会と待遇の確保	15
課題2	仕事と家庭の両立の支援	16
課題3	職業能力開発への支援	16
<b>基本目標Ⅴ</b>	地域社会における男女共同参画の実現	17
課題1	町民と行政との協働による男女共同参画の推進	17
<b>基本目標Ⅵ</b>	ワーク・ライフ・バランスの実現	17
課題1	ワーク・ライフ・バランスの推進	17

## 第4章 計画の推進

1	推進体制の整備・拡充	18
2	国・県などとの連携	18
3	町民及び諸団体との連携	18
4	計画の進行管理	18

(巻末)【参考資料】第1次計画における行動計画の達成状況

# 第1章 基本的な考え方

## 1 第2次計画策定にあたっての現状と課題

わが国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等が掲げられ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められ、その結果、法律や制度上での男女平等は大きく前進したところです。そのような中、町としても平成22年3月に「やまのべ男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

計画策定から10年を経た今、国際化や情報化が進み、男女に関わりなく家事・育児・介護などに取り組む生活様式や、性的少数者（LGBT）への認知と理解の深まり、SDGs（持続可能な開発目標）におけるジェンダー平等の実現に向けた国際的な行動理念など、社会的な価値観の大きな変化と相まって、計画の推進とともに男女共同参画に対する意識が高まってきました。しかしながら、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった役割分担意識が依然として残っていることや、家庭・職場・地域などでの男女の役割が固定化されているなど、理想とする男女平等の実現に至っていないのが現状であり、男女共同参画社会の実現に関する意識のさらなる啓発と、これまで取り組んできた具体的な行動計画を、今後も推進し継続していく必要があります。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法、平成27年施行）」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法、平成13年施行・平成26年改正）」などを踏まえながら、男女共同参画社会のさらなる実現に向け、国および県での施策が推進されています。町でもこうした状況を踏まえ、第5次山辺町総合計画の基本理念である「みんながつながる 協働のまち やまのべ ～未来につなぐ自慢のまち～」の実現に向けた施策の一つである男女共同参画の推進に引き続き取り組むため、「第2次やまのべ男女共同参画基本計画」を策定するものです。

### 【これまでの取り組み状況（数値目標項目）】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
項目数	14	15	16	16	16	20	20	20	20
達成項目数	10	10	12	12	12	15	16	16	15
未達成項目数	4	5	4	4	4	5	4	4	5
達成割合	71%	66%	75%	75%	75%	75%	80%	80%	75%
未達成項目の主なもの	公募委員・女性委員の積極的な任用の推進、女性委員“ゼロ”審議会等の解消、防災分野における意思決定過程や防災活動の現場への女性参画 等								

※達成割合は増加しつつありますが、男女共同参画推進のため、継続した取り組みが求められる状況にあります。

## 2 計画の期間

この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

## 3 計画の位置づけ

この計画は「男女共同参画社会基本法第9条、同法第14条第3項」及び「山形県男女共同参画推進条例第13条」に基づく市町村男女共同参画計画であり、上位計画である第5次山辺町総合計画の目標実現のための6つの施策大綱、主要施策のコミュニティ（男女共同参画社会の推進）における具体的な施策の考え方や、展開方向について示すものです。

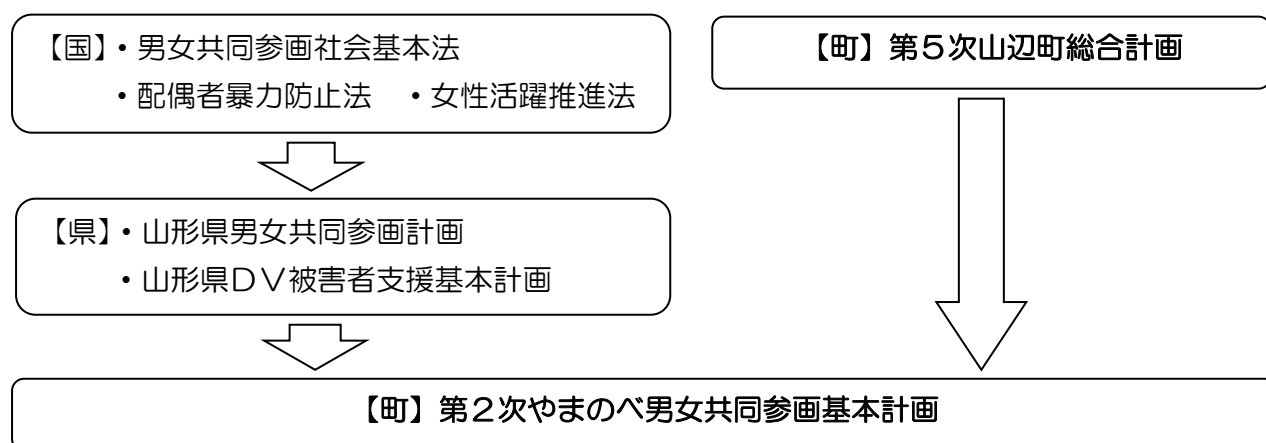
また、この計画の一部は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」＜※＞第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」＜※＞第2条第3条に基づく市町村基本計画に位置付けるものとします。

※「女性の職業生活における活躍に関する法律」より抜粋

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」より抜粋

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



## 1. 基本理念

### みんながつながり、家庭・職場・地域で支え合う やまのへ

男女共同参画の推進のためには、性別にかかわらず一人ひとりがお互いの人権を尊重し、その能力や個性を尊重し、また、家庭や職場、地域などにおいて支えながら取り組んでいくことが重要と考え、誰もがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2. 基本目標

男女共同参画社会の実現に向け「6つの基本目標」と、それぞれの目標に対応する課題を設定しました。

基本目標 I	社会全体における男女共同参画の実現
--------	-------------------

- ＜課題1＞男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価
- ＜課題2＞政策・方針決定過程への女性の参画
- ＜課題3＞調査・研究、情報の収集・提供の推進

男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、一人の人間としてお互いの人格や個性、生き方を尊重しあえる社会づくりを目指します。また、男女が共に社会的な責任を担うことは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を推進します。あわせて、男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の推進に努めます。

## 基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現

＜課題1＞学校などにおける男女平等教育の推進

＜課題2＞社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

男女がお互いの人権を尊重し、男女平等意識の形成を促進するために、幼児期からの家庭、学校、社会などにおける教育や学習の果たす役割が重要であり、人権教育を中心とする学校などにおける男女平等教育の推進、社会教育・生涯学習における男女平等など教育の推進を図ります。

## 基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現

＜課題1＞共に築く家庭生活への支援

＜課題2＞地域における子育て支援の充実

＜課題3＞要介護者のいる家庭への支援の充実

＜課題4＞生涯を通じた心と体の健康支援

＜課題5＞夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶

家庭は男女共同参画の意義を学び、実践するための基礎となる場です。男女が共に築く家庭生活への支援、地域における子育て支援、要介護者のいる家庭への支援の充実を図り、相互の協力のもとに、家事・育児・介護などにあたることのできる環境の整備を図ります。また、男女の生涯を通じた心と体の健康支援と、夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶に努めます。

## 基本目標Ⅳ 職場における男女共同参画の実現

<課題1> 男女の均等な機会と待遇の確保

<課題2> 仕事と家庭の両立の支援

<課題3> 職業能力開発への支援

男女が共にいきいきと働き続けることは、生活を支える基本的な要素であり、就業環境づくりは、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持ちます。男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援、職業能力開発への支援の充実を図り、男女が個人の能力を十分に発揮でき、多様な働き方を可能にする環境づくりを目指します。

## 基本目標Ⅴ 地域社会における男女共同参画の実現

<課題1> 町民と行政との協働による男女共同参画の推進

誰もが地域社会を支える一員であることを認識し、地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりの見直しを図るための啓発に努め、積極的に地域活動へ参画できるよう、町民と行政との協働による男女共同参画の推進を図ります。

## 基本目標Ⅵ ワーク・ライフ・バランスの実現

<課題1> ワーク・ライフ・バランスの推進

住民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすと共に、男性も、女性も、子育てや介護に携わり、地域活動に取り組んでいくために協力し、調和をとりながら多様な生き方を選択、実現できる社会となるよう、町民・企業・行政等が力を合わせて取り組むこととします。また、世代間や地域住民同士で支え合い、家庭生活・仕事・地域活動において、それぞれ調和のとれた生き方ができる社会の実現を目指します。



### 3. 計画体系

基本目標	課 題	施策の方向
Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現	1. 男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価	(1)慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供
		(2)メディアによる男女共同参画に関する啓発
	2. 政策・方針決定過程への女性の参画	(1)町の審議会など委員の女性参画の推進
		(2)町・企業・団体などの意思決定過程への女性参画の促進
		(3)女性団体の育成・支援
	3. 調査・研究、情報の収集・提供の推進	(1)男女共同参画に関する調査研究活動の推進
(2)情報収集・提供		
Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現	1. 学校などにおける男女平等教育の推進	(1)男女の人権の尊重・平等意識を培う教育・学習の充実
		(2)性の尊重についての普及啓発
	2. 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
		(2)男女共同参画のための学習機会などの充実
Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現	1. 共に築く家庭生活への支援	(1)男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発
		(2)男性の家事・育児・介護などへの参加促進と支援
	2. 地域における子育て支援の充実	(1)多様な子育て支援の拡充
		(2)子育て支援ネットワークの構築
	3. 要介護者のいる家庭への支援の充実	(1)地域における介護体制の確立
		(2)障がい者の生活安定と自立支援
		(3)高齢者の自立と安定した暮らしの支援
	4. 生涯を通じた心と体の健康支援	(1)母性保護・母子保健の充実
		(2)生涯にわたる健康づくりの支援
	5. 夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶	(1)互いの人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成
(2)暴力被害者への相談・救済支援体制の整備		

基本目標	課 題	施策の方向
Ⅳ職場における男女共同参画の実現	1. 男女の均等な機会と待遇の確保	(1)男女の均等な機会と待遇の改善・女性活躍推進
		(2)農林水産業・商工自営業などにおける共同参画の推進
		(3)セクシュアル・ハラスメント(※)防止対策の推進
	2. 仕事と家庭の両立の支援	(1)育児・介護休業制度の定着
		(2)企業の仕事と家庭の両立支援の充実
	3. 職業能力開発への支援	(1)多様な働き方に対応した就業機会の拡大
(2)職業能力開発のための情報提供		
Ⅴ地域社会における男女共同参画の実現	1. 町民と行政との協働による男女共同参画の推進	(1)男女の地域参加の促進と町民活動への支援
		(2)地域活動を担う女性活躍の促進
		(3)交流・ネットワークの構築
Ⅵワーク・ライフ・バランス(※)の実現	1. ワーク・ライフ・バランスの確立	(1)働き方の見直し

※セクシュアル・ハラスメント…相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触など、様々な態様のものが含まれる。

※ワーク・ライフ・バランス……仕事と生活の調和。

## 第3章 行動計画

『第2次やまのべ男女共同参画基本計画』の課題および6つの基本目標ごとの施策の方向、主な取り組みに基づいて『どこの部署』が『いつまで』に実施するかを示した「行動計画」を定めます。

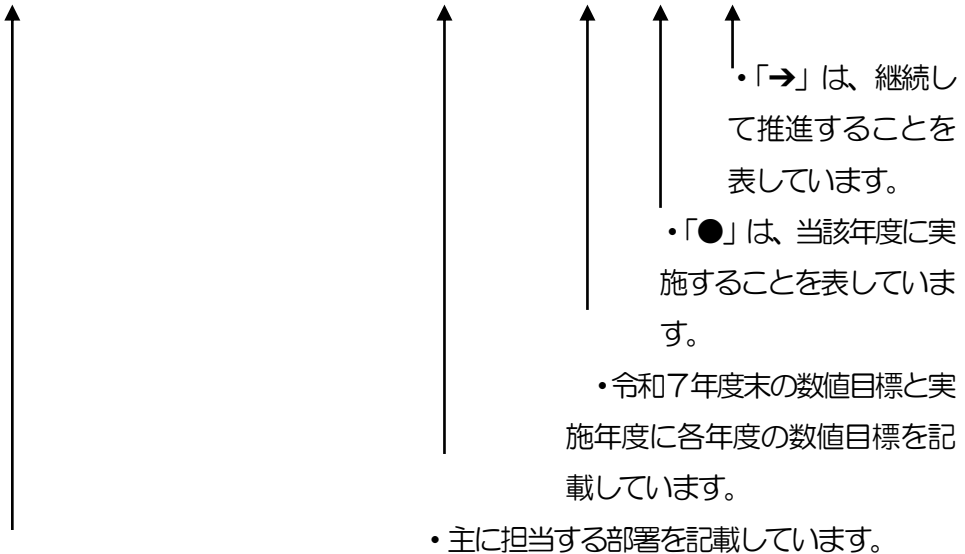
これにより、事業の主体性を明確にし、計画の実効性を高める取り組みを定めるものです。

### 行動計画の記載例

■ 行動計画では、基本施策の項目ごとに次のように一覧表示します。

#### 2. 政策・方針決定過程への女性の参画←基本計画の課題を掲げています。

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
・公募委員制・女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：30%】	全課	30%	25%	→	→	→	30%



・施策の内容を記載しています。

【 】内は、施策の中で目標を示せる部分について、「目標」を次のように記載しています。

【目標となる事項：令和7年度の目標】

## 基本目標Ⅰ 社会全体における男女共同参画の実現

### 1. 男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供							
・各種講座、講演会、学習機会（出前講座）の充実 【町独自事業の開催】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→
・各種行事等に男女が共に参画できる方策の検討及び機会の充実	全課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) メディアによる男女共同参画に関する啓発							
・広報紙、ホームページ等による啓発活動の強化 【広報紙特集年1回、啓発随時】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→

### 2. 政策・方針決定過程への女性の参画

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 町の審議会など委員の女性参画の推進							
・公募委員制・女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：30%】	全課	30%	25	→	→	→	30
・女性委員の“ゼロ”審議会等の解消 【ゼロ審議会の割合：2団体/全審議会数】	全課	2団体/全審議会数	4	→	→	→	2
・審議会等の委員への女性任用状況の公表 【町HPにて公表・更新】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→
(2) 町・企業・団体等の意思決定過程への女性参画の促進							
・男女共同参画優良事業所の事例等情報提供 【町HPにて公表】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・性別による職務分担慣行を見直し本人の意欲や意向を尊重し、個人の能力による職員の配置（役場）	総務課	継続推進	→	→	→	→	→
・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進（役場）	総務課	継続推進	→	→	→	→	→

## 2. 政策・方針決定過程への女性の参画（続き）

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(3) 女性団体の育成・支援							
・講座実施等の情報提供 【HP公表・随時更新、広報又はHPにて情報提供】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・女性団体向けの研修会・講座等への参加推進 【広報又はHPにて情報提供、参加促進】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

## 3. 調査・研究、情報の収集・提供の推進

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 男女共同参画に関する調査研究活動の推進							
・各分野の施策・事業展開が図られるよう、町職員への情報提供及び研修の充実	総務課	継続推進	→	→	→	→	→
・意識調査等による実態把握	政策推進課	令和7年度					●
(2) 情報収集・提供							
・他自治体の取組み、情報の収集 【優良事例等紹介】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・調査研究資料等を整理し、住民への情報提供 【広報又はHP、パネル展示等での情報提供】	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→

## 基本目標Ⅱ 教育の場における男女共同参画の実現

### 1. 学校などにおける男女平等教育の推進

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 男女の人権の尊重・平等意識を培う教育・学習の充実							
・地域の人材を幅広く活用し、地域の良さを生かした教育の推進	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
・社会の変化に対応した開かれた学校づくりの推進	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
・教職員等に対し、男女平等男女共同参画の研修の充実	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
・人権尊重、男女平等を基本とした教育の推進	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
・男女の固定的な役割分担に捉われず、個人の能力や、関心事に応じた進路選択・指導の充実	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
(2) 性の尊重についての普及啓発							
・性に関する正しい知識を身につけられるよう、発達段階に応じた教育の充実	教育課 (保健福祉課)	継続推進	→	→	→	→	→

### 2. 社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進							
・「就学時健康診断」や、PTA等の会合を活用した学習機会の提供 ※「就学時適応検査」時実施中	教育課	継続推進	→	→	→	→	→
・家庭教育に関する相談体制の充実 【家庭教育充実事業の推進】	教育課	年2回	→	→	→	→	→
(2) 男女共同参画のための学習機会などの充実							
・人権問題、女性学、男性学等について学ぶことができる講座、講演会等の学習機会の提供 【連携中枢都市圏での連携】	総務課 政策推進課	年10回	→	→	→	→	→
・男性が参加し易い内容・企画の講座の開催	政策推進課	年1回	→	→	→	→	→

## 基本目標Ⅲ 家庭における男女共同参画の実現

### 1. 共に築く家庭生活への支援

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発							
・世代、性別に関係なく家事、育児、介護等共に担うという意識の醸成及び啓発活動 【広報又はHPにて情報提供、学習会の開催】	保健福祉課 (政策推進課)	年1回	→	→	→	→	→
・子育て教室等での育児知識の普及	保健福祉課	月1回	→	→	→	→	→
(2) 男性の家事・育児・介護などへの参加促進と支援							
・男性が円滑に家事、育児、介護等が行えるよう、情報提供、学習機会の充実 【広報（社会共育の広場）又はHPにて情報提供、男性のための講座等の開催】	保健福祉課 教育課	年1回	→	→	→	→	→

### 2. 地域における子育て支援の充実

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 多様な子育て支援の拡充							
・保育の多様なニーズに合わせたサービスの充実(産休明け保育・延長・休日・一時保育等)【待機児童ゼロ】	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・地域の中で子育てを互いに助け合う体制の充実 【ファミリーサポートセンター事業の推進】	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・地域における児童の健全育成及び保護者の仕事と子育ての両立のための支援 【放課後児童クラブの運営支援】	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・民生委員・児童委員等との連携を図り、社会的自立のための相談体制の充実	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・虐待の事前防止及び発生後の早期対応	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保 【放課後子ども教室の開催：年9回】	教育課	年9回	→	→	→	→	→
・青少年の健全な育成活動の推進	教育課	継続推進	→	→	→	→	→

## 2. 地域における子育て支援の充実（続き）

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
<b>(2) 子育て支援ネットワークの構築</b>							
・子育て支援センターの充実 【毎週月・水・金開催】	保健福祉課	週9回	→	→	→	→	→
・子育てに関する相談体制の充実 【随時実施】	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・子育てに関する情報の一元化管理（HP等）	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・託児付き講座・講演会等の開催、託児ボランティア育成 【小児救急医療講習会の継続、講座・講演会等の開催】	保健福祉課	年1回	→	→	→	→	→

## 3. 要介護者のいる家庭への支援の充実

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
<b>(1) 地域における介護体制の確立</b>							
・介護者の立場に立った介護サービス、福祉サービス推進、介護の長期化に伴う身体的、精神的負担軽減	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・介護、保健、医療、福祉等の関係機関の多職種連携強化、地域の見守りや社会資源を活用した支援体制の整備	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
<b>(2) 障がい者の生活安定と自立支援</b>							
・障がい者に対する自立支援の充実	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・社会活動、各種イベントへの障がい者の参加促進 【障がい者福祉大会等参加者：20人】	全課	20人	→	→	→	→	→
<b>(3) 高齢者の自立と安定した暮らしの支援</b>							
・介護予防に向けたサービスの充実 【介護予防教室参加人数：180人】	保健福祉課	180人	→	→	→	→	→
・老人クラブ等への支援	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・高齢者の雇用促進、雇用機会の拡大による技術、能力の活用 【広報又はHP、リーフレットでの啓発】	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
・高齢者を対象とした生涯学習の開催 【たっしやで長生き大学等開催】	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・高齢者の知識技術を次世代に継承する機会の創出 【高齢者のマイスター登録推進、HPへの掲載】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→



#### 4. 生涯を通じた心と体の健康支援

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
<b>(1) 母性保護・母子保健の充実</b>							
・妊娠、出産等母性の正しい知識の普及・啓発 【妊婦健康相談：月2回】・【パパママ教室：年8回】	保健福祉課	妊婦：月2回 パパママ：年8回	→	→	→	→	→
・安心・安全に妊娠・出産・育児が可能となるよう、健診、相談等の母子保健体制の充実 【妊婦健康相談：月2回】・【パパママ教室：年8回】	保健福祉課	妊婦：月2回 パパママ：年8回	→	→	→	→	→
・女性のライフステージに応じた心身の健康支援に関する情報提供・相談体制の充実	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
<b>(2) 生涯にわたる健康づくりの支援</b>							
・広報紙等を通じ、生活習慣病予防の指導、健康管理意識の啓発 【広報又はHPでの啓発】	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・「健康プラン21」に基づき、健康づくり体制の確立及び住民の自主的な健康づくりへの支援、環境整備	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・各種健康づくり教室等を通じた健康づくりの促進 【健康教室参加人数：1000人】	保健福祉課	1000人	→	→	→	→	→
・健康に関する悩みに適切にアドバイスできる相談体制の充実	保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→

#### 5. 夫婦・パートナーなどの男女間におけるあらゆる暴力（DV）の根絶

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
<b>(1) 互いの人権尊重とあらゆる暴力の根絶に向けた社会意識の醸成</b>							
・ドメスティック・バイオレンス（DV）防止の啓発活動の推進 【広報又はHP、リーフレットの配置】	政策推進課 保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
<b>(2) 暴力被害者への相談・救済支援体制の整備</b>							
・家庭・職場・地域等での相談体制の充実、各種相談窓口の連携強化	総務課 政策推進課 保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→
・DV救済のための関係機関とのネットワーク化 【研修会等への参加】	総務課 政策推進課 保健福祉課	継続推進	→	→	→	→	→

## 基本目標Ⅳ 職場における男女共同参画の実現

### 1. 男女の均等な機会と待遇の確保

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
<b>(1) 男女の均等な機会と待遇の改善</b>							
・事業主に対し、雇用機会均等法、労働基準法等の周知を図り、雇用差別をなくす意識啓発	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
・事業主、就労者に対し、母性保護の立場に立った就業条件が確保されるよう、法制度の周知徹底	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
・パートタイム労働、派遣労働等の労働条件向上のための情報収集及び提供	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
<b>(2) 農林水産業・商工自営業等における共同参画の推進</b>							
・女性の労働に対する適正評価、経営パートナーとしての意識啓発	産業課 農業委員会	継続推進	→	→	→	→	→
・経営知識等を習得できる機会の充実	産業課 農業委員会	継続推進	→	→	→	→	→
<b>(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b>							
・セクシュアル・ハラスメント防止の取り組みへの働きかけ及び情報提供	総務課 政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・相談機関の情報提供	総務課 政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

## 2. 仕事と家庭の両立の支援

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
<b>(1) 育児・介護休業制度の定着</b>							
・育児・介護休業制度の事業主、就労者への周知及び取得促進の啓発	総務課 産業課	継続推進	→	→	→	→	→
・男性が育児・介護休業制度を活用しやすい職場環境づくりに向けての啓発 【広報又はHP、リーフレットでの啓発】	総務課 産業課	継続推進	→	→	→	→	→
・男女が共に休業を取得しやすく、復帰しやすい職場環境及び働きやすい職場環境づくりへの啓発 【広報又はHP、リーフレットでの啓発】	総務課 産業課	継続推進	→	→	→	→	→
<b>(2) 企業の仕事と家庭の両立支援の充実</b>							
・短時間労働、フレックスタイムの実施事例等事業主への紹介及び社会認識を深めるための意識啓発 【広報又はHP、リーフレットでの啓発】	産業課	継続推進	→	→	→	→	→

## 3. 職業能力開発への支援

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
<b>(1) 多様な働き方に対応した就業機会の拡大</b>							
・女性企業家への情報提供 【県チャレンジ事例等の紹介、町HPへのリンク貼付け】	産業課	継続推進	→	→	→	→	→
<b>(2) 職業能力開発のための情報提供</b>							
・女性の職業能力の開発、向上に向けた講座情報及び資格取得の情報提供 【広報又はHPへの情報掲載、女性支援組織等の町HPへのリンク貼付け】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

## 基本目標V 地域社会における男女共同参画の実現

### 1. 町民と行政との協働による男女共同参画の推進

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 男女の地域参加の促進と団体活動への支援							
・地域コミュニティ活動への必要な支援	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・男女共同参画推進団体の育成 【チェリアやファーラへの登録促進】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・地域活動へ積極的参加が可能となるよう、広報・啓発の実施	総務課 政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・防災分野における意思決定過程や防災活動の現場への女性参画 【女性消防団員数：20人】	防災対策課	20人	→	→	→	→	→
(3) 地域活動を担う女性活躍の促進							
・女性リーダー養成講座への参加促進 【広報又はHP、リーフレットでの啓発】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
・女性の人材情報の収集・提供 【女性のマイスター登録推進、HPへの掲載】	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→
(3) 交流・ネットワークの構築							
・住民活動団体、女性団体のネットワーク化及び連携	政策推進課	継続推進	→	→	→	→	→

## 基本目標VI ワーク・ライフ・バランスの実現

### 1. ワーク・ライフ・バランスの確立

施策の内容と行動計画	担当部署	目標	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
(1) 働き方の見直し							
・ワーク・ライフ・バランスの必要性について、事業主、家庭で認識を深めるための意識啓発 【広報又はHP、リーフレットでの啓発】	総務課 全課	継続推進	→	→	→	→	→

---

## 第4章 計画の推進

---

### 1. 推進体制の整備・拡充

男女共同参画社会の実現に向けた施策は広範囲に渡り、急速に変化する社会情勢を見極め進めていく必要があります。町全体で本計画を推進していくため、関係課をはじめその他の団体等との横断的な連携を図りながら、行政内部における男女共同参画の機運づくりや各委員会等への女性委員の登用等、あらゆる場面において取り組みを図っていきます。

### 2. 国・県などとの連携

男女共同参画に係る各種施策の推進については、国や県、近隣市町との連携を強化し、より効果的な施策の推進に努めます。

### 3. 町民及び諸団体との連携

計画の推進には、家庭、学校、地域、団体、事業所などとの連携を強化し、町民のみなさんの協働による取り組みを進めていくことが求められます。

男女共同参画に関する意識が、住民一人ひとり、各事業所に浸透していくよう、本町の現状などに関する情報提供を充実し、意識の啓発に努めます。

### 4. 計画の進行管理

男女共同参画に関する取り組みや事業については、目標の実現に向けた取り組みをより実効性のあるものとするため、評価・検証作業を行います。その結果を次年度の施策の効果的な実施、新たな課題への対応のほか、次期計画の見直し等に反映していきます。

【参考資料】 第1次計画における行動計画の達成状況（具体的な数値目標が示されている項目のみ）

## I 社会全体における男女共同参画の実現

### ▽男女の固定的な性別役割分担意識の解消と家事などの評価

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
慣習・慣行を見直すための啓発と学習機会の提供											
各種講座・講演会、学習機会（出前講座）の充実 【町独自事業の開催】	政策推進課	年1回	年13回	年13回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回
メディアによる男女共同参画に関する啓発											
広報紙、ホームページ等による啓発活動の強化 【広報紙特集年1回、啓発随時】	政策推進課	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

### ▽政策・方針決定過程への女性の参画

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
町の審議会など委員の女性参画の推進											
公募委員制・女性委員の積極的な任用の推進 【女性の任用率：20.3%⇒30%】	全課	30%	14.9%	15.3%	15.7%	16.2%	18.8%	18.9%	19.0%	19.2%	20.3%
女性委員の“ゼロ”審議会等の解消 【ゼロ審議会：5/29⇒2/29】	全課	2/29	11/29	11/29	11/29	8/29	5/29	5/29	5/29	6/29	5/29
審議会等の委員への女性任用状況の公表 【町HPにて公表・更新】	政策推進課	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

## II 教育の場における男女共同参画の実現

### ▽社会教育・生涯学習における男女平等教育の推進

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進											
家庭教育に関する相談体制の充実 【家庭教育充実事業の推進】	教育課	H28より年2回						年2回	年2回	年2回	年2回
男女共同参画のための学習機会などの充実											
人権問題、女性学、男性学等について学ぶことができる 講座・講演会等の学習機会の提供 【連携中枢都市圏での連携】	総務課 政策推進課	年10回	年13回	年13回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回	年10回
男性が参加し易い内容・企画の講座の開催	政策推進課	H25より年1回			年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

## III 家庭における男女共同参画の実現

### ▽共に築く家庭生活への支援

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
男女のパートナーシップに基づく家庭づくりの啓発											
世代、性別に関係なく家事、育児、介護等共に担うという意識の醸成及び啓発活動 【広報又はHPにて情報提供、学習会の開催】	保健福祉課 (政策推進課)	年1回	随時	随時	随時	随時	随時	年10回	年10回	年10回	年10回
子育て教室等での育児知識の普及	保健福祉課	H23～年1回 H28～月1回	年8回	年8回	年8回	年8回	年8回	年8回	年12回	年12回	年12回
男性の家事・育児・介護などへの参加促進と支援											
男性が円滑に家事、育児、介護等が行えるよう、情報提供、学習機会の充実 【広報（社会共育の広場）又はHPにて情報提供、男性のための講座等の開催】	保健福祉課 教育課	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年2回	年2回	年2回	年2回

【参考資料】 第1次計画における行動計画の達成状況（具体的な数値目標が示されている項目のみ）

▽地域における子育て支援の充実

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
多様な子育て支援の拡充											
児童の健全育成のため、居場所や活動の場の確保 【放課後子ども教室の開催：年9回】	教育課	H28より年9回	/	/	/	/	/	年9回	年9回	年9回	年9回
子育て支援ネットワークの構築											
子育て支援センターの充実 【毎週月・水・金開催】	保健福祉課	H23～週3回 H28～週9回	週3回	週3回	週3回	週3回	週3回	週9回	週9回	週9回	週9回

▽要介護者のいる家庭への支援の充実

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
障がいを持つ人の生活安定と自立支援											
社会活動、各種イベントへの障がい者の参加促進 【障がい者福祉大会等参加者：20人】	全課	H28より20人	/	/	/	/	/	20人	21人	21人	21人
高齢者の自立と安定した暮らしの支援											
介護予防に向けたサービスの充実 【介護予防教室参加人数：150人⇒180人】	保健福祉課	H23～120人 H28～180人	178人	178人	172人	196人	272人	延べ1,969人	延べ2,168人	延べ2,092人	延べ1,979人

▽生涯を通じた心と体の健康支援

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
母性保護・母子保健の充実											
妊娠、出産等母性の正しい知識の普及・啓発 【妊婦健康相談：月2回】【ハハママ教室：年8回】	保健福祉課	①妊婦：月2回 ②ハハママ：年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年6回	①月2回 ②年6回
安心・安全に妊娠・出産・育児が可能となるよう、健診、相談等の母子保健体制の充実 【妊婦健康相談：月2回】【ハハママ教室：年8回】	保健福祉課	①妊婦：月2回 ②ハハママ：年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年8回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回	①月2回 ②年14回
生涯にわたる健康づくりの支援											
各種健康づくり教室等を通じた健康づくりの促進 【健康教室参加人数：980人⇒1000人】	保健福祉課	1000人	912人	942人	1,048人	1,093人	1,157人	1,074人	1,044人	1,222人	753人

IV 職場における男女共同参画の実現 具体的な数値目標のある項目はありません。（すべて継続推進）

V 地域社会における男女共同参画の実現

▽町民と行政との協働による男女共同参画の推進

施策の内容と行動計画	担当部署	数値目標	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
男女の地域参加の促進と団体活動への支援											
男女共同参画推進団体の育成 【チェリアやファアラへの登録促進】	政策推進課	継続推進	/	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体	0団体
防災分野における意思決定過程や防災活動の現場への女性参画 【女性消防団員数：20人】	防災対策課	20人	/	/	/	/	/	18人	18人	18人	13人

VI ワーク・ライフ・バランスの実現 具体的な数値目標のある項目はありません。（すべて継続推進）



第2次やまのべ男女共同参画基本計画

